

## 引越関連サービスが利用できる「らくらくクーポンシート」プレゼント

### 春の「クロネコヤマトのらくらく引越キャンペーン」

ヤマト運輸

ヤマト運輸（本社・東京都中央区、有富慶二社長）は1月15日～3月15日の2カ月間、「クロネコヤマトのらくらく引越キャンペーン」を行う。期間中に対象商品（引越らくらくパック、引越らくらくエコノミーパック、引越チャーター便、建替引越パック）で引越をした人にもれなく、引越後の生活をより快適にできる引越関連サービスをまとめた「らくらくクーポンシート」をプレゼントする。このほか、クロネコヤマトオリジナル「らくらくエコバック」やマイナスイオン効果のある「ナショナル空気清浄機MS-R2510」もプレゼントする。「らくらくクーポンシート」で利用できる引越関連サービスは次の通り。

1. 家財配置替えサービス＝引越後の家財の配置替え（1回・無料）
2. お譲り品配送サービス＝引越後に友達等にあげる品物の宅急便配送（ダンボール1個分・1回・無料）
3. 資材回収サービス＝引越後の資材の回収（無料）
4. エアコンクリーニング・ホームクリーニング等のオプションサービスの割引（5000円割引等）

「らくらくクーポンシート」の利用期間は、1～3のサービスが1月15日～6月30日。4のサービスが1月15日～12月25日。ただし、1と2のサービスは3月20日～4月10日は繁忙期のため利用できない。

クロネコヤマトオリジナル「らくらくエコバック」は普段の買い物で使える便利なお買物バックで、期間中に対象商品の見積りをした人にもれなくプレゼント。また、期間中に対象商品で引越をした人の中から抽選で200人にマイナスイオン効果のある「ナショナル空気清浄機MS-R2510」をプレゼントする。

## ニフティで見積受付け、ポイントサービスで顧客を獲得

サカイ引越センター

サカイ引越センター（本社・大阪府堺市、田島治子社長）は1月22日から、大手ネット接続業者のニフティ（本社・東京都品川区、古河建純社長）と提携し、引越代金をニフティのオンラインショップで利用できるポイントサービスを始める。インターネットで引越の申し込みが増える中、サカイ引越センターではネット接続業者と提携した特典を設け、引越見積依頼の受付件数の増加と売上アップを狙う。

利用者は、ニフティのホームページ上に開設するサカイ引越センター専用の申込みページから、現住所や転居先の住所、荷物リストなどを入力し、引越を申し込む。引越が成約した場合、サカイ引越センターは引越料金に応じて利用者にポイントを与える。5万円の引越をすると5000ポイント、10万円以上で1万ポイント。ニフティ内のショッピングモールに参加するオンラインショップ500店以上で、1ポイント＝1円分の買い物に利用できる。ニフティの中には、住まいに関する情報を集約したポータルサイト「マイホーム・アットマーク・ニフティ（My home@nifty）」があり、そこには現在、日本通運が引越の見積受付けをしており、ニフティ会員に対して割引サービスを提供している。■ニフティのURL <http://www.nifty.com/>

## インターネット接続大手5社、ネット広告商品、共同で開発・販売

ニフティ（本社・東京都品川区）やNECなどプロバイダー（ネット接続事業者）5社は1月16日、ブロードバンド利用者向けのネット広告商品を共同で開発・販売すると発表した。各社は共通の広告枠を設定するなど広告の露出効果を高め、広告収入の増加を狙う。5社はニフティ、NECのほかNTTコミュニケーションズ、ソニーコミュニケーションネットワーク（SCN）、松下電器産業。5社のネット接続会員は計1700万人で、このうちブロードバンド利用者は200万人。広告商品「ISPブロード・アド」を共同で展開する。2月から実験を始め、3月に販売を始める。サイバーウィング（東京・港）が販売窓口。他のプロバイダーにも参加を呼び掛け、2004年度に50億円の売り上げを見込む。プロバイダー各社はホームページに共通の広告枠を設定。配信時間や対象地域を指定可能なほか、ブロードバンドに適した動画広告の配信なども検討する。

## 「粗大ゴミ引き取り違法」環境省方針に引越し業者反発

朝日新聞

朝日新聞は1月20日付紙面で“「粗大ゴミ引き取り違法」環境省方針に引越し業者反発”という見出しの記事を掲載した。記事では、現在、環境省が進めている廃棄物処理のマニュアルづくりに対する引越業者の意見を取り上げている。引越業界では、同省の方針がこのまま変わらなければ、春の引越ピークには市民生活の混乱が必至であり、何らかの特例措置が必要—など、早急な見直しを求める動きが出てきている。

記事の内容は次の通り。

- ・・・「廃棄物処理業の許可がないのに、引越しで出る粗大ごみを引き取るのは違法」。引越し業者に廃棄物処理法を厳格に適用するという環境省の新方針に、業者などの間から反発が広がっている。「(引越業務に伴う)不用品の処理は国も認めた我々の業務。しゃくし定規に法律を適用されると、お客様にかえって迷惑がかかる」と撤回を求めている。
- ・・・引越しで出る家具や電化製品などの不用品は、法律上、一般廃棄物に相当する。引越し業者が引き取るには一般廃棄物処理業の許可が必要だが、大半の業者は無許可で引き取り、環境省やごみを処理する自治体も黙認してきた。
- ・・・ところが、02年10月、引越業もしている日本通運が、顧客の事業所から出たごみを別の業者を通じて不法投棄していたことが明るみに出た。引越しのごみではなかったが、環境省は他の引越し業者も不法投棄をしている可能性がある、無許可で引き取った場合には5年以下の懲役か1000万円以下の罰金の規定がある廃棄物処理法を厳格に適用する方針に転換。マニュアルを作り、都道府県を通じて、正しい処理方法を広報する準備をしている。
- ・・・だが、引越し業者の間からは「国土交通省の『標準引越運送約款』には、不用品の処理が業務に入っている」などと反発が続出。「引越専門協同組合北海道」(松橋謙一理事長)は02年12月、引き取りは処理に困る顧客の要望に応えるもので、業者の多くは無許可でも適正に処理しており、違法にならないようにすべきだという要望書を環境省に出した。札幌市も同様に、特例で適法と認めるべきだとする要望書を16日、同省に出した。反発の強さに驚いた環境省は、方針の見直しも検討している。ただし、「善意の業者ばかりではない」とし、何らかの規制は必要という。

【参考】《一般廃棄物処理業の許可制度について》 一般廃棄物の処理(自己処理を除く)は、原則的には、地方公共団体の固有事務であって、他の者が業(処理業)として、これを行うことは禁止されている。

この禁止された業務を特定の場合にできるようにしたのが、一般廃棄物処理業の許可制度。特定の場合とは、市町村(東京都23区の場合は都)の処理計画に適合するとともに、一定の能力を有し、かつ、関係法令等の定める諸条件を満たし、当該市町村長(東京都23区の場合は都知事)の許可を受けた場合をいう。

したがって、一般廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する市町村長(東京都23区の場合は都知事)の許可を受けなければならない。一般廃棄物の処理業の許可は、「収集運搬業」と「処分業」の2つに分かれている。許可を受けた者は、自ら業を行うことが必要であり、一般廃棄物の収集又は運搬及び処分を他人に委託したり、名義貸しをすることは禁止されている。

## 02年0.8%減の8万8516戸、03年2.3%減の8万6500戸予想 首都圏・新築マンション

不動産経済研究所が1月16日発表した2003年のマンション市場動向予想によると、首都圏では前年比2.3%減の8万6500戸の新築物件が売り出される見通し。都心部で大量供給が続く一方、郊外物件が減少すると予測している。また、2002年の首都圏の新築マンションの年間発売戸数は前年比0.8%減の8万8516戸だった。前年実績を割り込んだものの、過去3番目の高水準だった。企業がリストラで放出した工場跡地などの転用が進んだことが下支え要因。一方、近畿圏の2002年の新築発売戸数は前年比6.9%増の3万9087戸で首都圏と同様、過去3番目の高水準。2003年は前年比5.3%減の3万7000戸になる見通し。